子どもたちの教育環境の充実を！

池田　慈（めぐみ）　議員

問　「子どもと親の相談員」の保護者への周知方法は。

教育長　小学校低学年の保護者に、1学期最初の授業参観と学期末にお知らせしている。

問　相談は担任の同意がないと相談できないと聞くが、相談者が相談しやすい体制はとられているか。

指導課長　子どもの状況に合わせて、必ずしも担任を経由しなくても相談に応じられる体制をとっている。

問　相談者との相性の問題から、相談員を1校1名ではなく複数にはできないか。

答　複数での相談員の配置計画はないが、県のスクールカウンセラーの配置があり、相談員と複数体制で対応している。

問　小中学校のバリアフリー化について、大規模改修工事に合わせて行うのか。

教育総務課長　学校内の（教室等の）配置、構造を配慮しながら進めていく。

問　7月に通学路交通安全対策プログラムが策定された。通学路の安全対策の現状と今後のスケジュールは。

教育次長　学校から新たに危険個所（改善）の要望が出され、PTAと学校の代表を加えた通学路交通安全対策推進会議がその調査と対策の検討を行った。今後は対策の進捗を確認していく。

問　学校図書館の充実として、中学校に各1名の図書司書助手を配置と、開館時間の延長を。

教育部長　来年4月からは、中学校に各1名を予定しており、開館時間の延長も含めて図書の充実も図っていきたい。

戸頭東小学校大規模改修の様子

競輪事業からの撤退を！

加増（かぞう）　充子（みつこ）　議員

問　公営ギャンブル、競輪場の存在が、今後の取手のまちづくりと地域産業に与える影響は。

まちづくり振興部長　これまで市の財政に対して多大な寄与をしてきた。県でもより収益が上がるよう考えており、一緒に検討している。

問　事業の継続は取手のまちづくり、産業振興にとってマイナスの影響を否定できないと考えるが。

答　競輪場は震災で被害を受けたため、外見上は余り変わっていないが、中身はきれいに改修を行っている。県は競輪場の整備に非常にお金をかけていることから、今後も有効活用していくことを考えており、競輪場はあくまでも県の施設であるため、市の意向に関わらず存続していく状況にあると考えている。

問　ギャンブル施設ではなく、文化、スポーツなどの施設であれば、学校教育、社会教育でも大いに活用できるが、他の施設への転用についての考えは。

市長　県から違う目的に転用する話があれば、しっかりと跡地利用の話をしていくが、現在は県の施設である。

取手競輪場正門（白山）

問　跡地利用に当たって、市民アンケートや公募、市民を含む検討会などをこれから考えてはどうか。

まちづくり振興部長　県の施設ということで、県はお金をかけて改修し、今後も収益を上げることで進めている。跡地利用を市民と一緒に考えるのは失礼な話ではないか。

災害時におけるトイレ対策は？

落合　信太郎　議員

問　住んでいる地域で災害が起こったとき、どのくらいの避難者が来ると想定しているのか。

総務部次長　避難所別に何人という想定は行っていない。

問　市全体では試算しているか。

答　市の地域防災計画書では約3万3000人。県とのやりとりの中では、県の施設も含めて3万8000人となっている。

問　今後、具体的にそれぞれの学校単位などで試算を出す考えはあるか。

答　今のところ予定はない。

問　市は仮設トイレの備蓄をどれぐらい持っているのか。

答　現在のところ組み立て式のものを300個、個人用で1回分のビニール製簡易トイレを2500個備蓄している。

問　兵庫県は4月に、東日本大震災から戻った県の保健師、看護師からの避難所の劣悪なトイレ環境についての報告を受け、80ページにも及ぶ手引書を作成した。市も災害時に備え、より実践的な手引書を作成してはどうか。

答　兵庫県で作成したものはかなり詳細に書かれている。現在、市町村レベルで作成しているところはないが、市が先駆けて、もっと分かりやすく、薄くてもいいので作れたらということで、研究したい。

工事に伴う問題の解決を！

関戸　勇（いさむ）　議員

問　米ノ井（こめのい）地域において、埋め立て、盛り土により水路が壊れている。土砂で水路がふさがれると水害の危険もある。土砂が流れ込まないように水路の確保をすべきと思うが。

建設部長　盛り土が起因していると思われる水路の損傷等については、発見次第、施工業者に対応を指導している。また、職員も随時パトロールしている。

問　埋め立て工事のためにコンクリートを砕いたものを敷き詰めて道路を拡張しているが、砕けた粉が田んぼに入り発育に違いが出ている。どう考えているのか。

建設部次長　地元の耕作者からも指摘を受けており、業者にも適宜指導している。

問　工事のために道路をかさ上げしたため、田んぼに機械が入れず稲刈りができない。こんなことが許されてよいのか。

答　道路または第三者に損害を与えたときは、申請者の責任において解決することを許可条件としているが、市としても業者への指導だけでなく、利用者との調整役としても入っていきたい。

問　新たな土盛り計画があるが、業者はこれまで起きている事態に何ヵ月経っても対処していない。今起きている問題をしっかり解決するのが先だと思うが。

まちづくり振興部長　これまで起きた問題について対応するのは当たり前だと思う。新しい変更許可については、県から意見書が求められており、一部分ではこれ以上のかさ上げをやめる意見も出している。